

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七第二十五号中「徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十二条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、同表の第二十六号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第七号）」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和五年徳島県規則第七十八号）」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号）第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）第九条第二項」に改める。

別表第十一第四号中「徳島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、同表の第五号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程」に、「徳島県個人情報保護条例施行規則第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。